

日田市霊きゅう自動車の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止について(趣旨)

1. 目的・理由

日田市霊きゅう自動車の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止（平成 28 年第 4 回日田市議会定例会において可決）に伴い、同条例施行規則を廃止する必要があること。

2. 施行の時期

平成 29 年 4 月 1 日から施行すること。

3. 意見公募を実施しなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第37条第4項第7号に規定する「条例の廃止に伴い、当然必要とされる規定の整理」であるため、同条例に定める意見公募手続を実施しませんでした。